

## 令和5年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年3月16日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児		3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 森澤 文王	6番 今井 清
7番 村田 桂子	8番 榎本 真弓	9番 森本 信明
10番 滝沢寿美雄	11番 今井 英昭	

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 10名

1. 欠席議員 2名 2番 芝間 教男 12番 田中 三江

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場雅敏	建設環境課長 篠原英男	
会計管理者 羽場厚子	たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁
農業委員会長 今井卷男		

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行 書記 伊藤百合子

閉会 午後3時54分

(午後 1 時30分 開議)

副議長（今井英昭君） 皆さん、こんにちは。田中議長より欠席届が提出されており、副議長の今井英昭が代わって会議の進行を行いますので、よろしくお願いいたします。

本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

定足数に達しておりますので、これから、本日 3 月16日の会議を開きます。

報告します。12番、田中三江君、2番、芝間教男君から欠席届が提出されております。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、広報たてしな、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 「議案第3号立科町移住促進住宅設置及び管理条例制定について」撤回の件

副議長（今井英昭君） 日程第1 「議案第3号立科町移住促進住宅設置及び管理条例制定について」撤回の件を議題とします。

本件について、撤回の理由の説明を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、ご説明をさせていただきます。

令和5年3月10日、議会議長に事件の撤回要請請求書を提出いたしました。内容につきましては、3月2日に提出しました「議案第3号立科町移住促進住宅設置及び管理条例制定について」の撤回をしたいので、立科町議会会議規則第20条第1項の規定により、議会の許可をお願いするものであります。

撤回の理由は、本案件中、整合が図れない条文の存在が判明するとともに、入居者の比較等を含め、見直しをする必要があると判断したことによるものであります。

つきましては、お手数をおかけいたしますけれども、申し訳ありませんが、本議案の撤回について議会の許可をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

副議長（今井英昭君） お諮りします。ただいま議題となっております「議案第3号立科町移住促進住宅設置及び管理条例制定について」撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、「議案第3号立科町移住促進住宅設置及び管理条例制定について」撤回の件は許可することに決定しました。

◎日程第2 議案第3号

副議長（今井英昭君） 日程第2 議案第3号 立科町移住促進住宅設置及び管理条例制定については、先ほど撤回されました。

◎日程第3 議案第4号～日程第34 請願第1号

副議長（今井英昭君） 日程第3 議案第4号 立科町個人情報保護法施行条例制定についてから、日程第34 請願第1号 LPガス料金上昇に対する直接的な負担軽減対策を求める請願書（地方創生臨時交付金の活用）までの32件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会及び予算特別委員会に付託し、審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。

森澤文王総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 森澤 文王君 登壇〉

5番（森澤文王君） 5番、森澤です。

それでは、総務経済常任委員会の審査報告を申し上げます。

付託案件につきましては、審査経過の中で併せて申し上げます。

審査経過。

令和5年3月6日に付託された標記案件を審査するため、3月10日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

（1）議案第3号 立科町移住促進住宅設置及び管理条例制定について。

上記条例中、整合が図れない条文があるなど、再度見直しを図るべきとして、原案を全会一致で否決しました。

なお、この条例は、先ほど日程第1により撤回が許可されております。

（2）議案第4号 立科町個人情報保護法施行条例制定について。

国から求められる個別の事案については所管課で対応するとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第5号 立科町公文書公開・個人情報保護審査会条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

（4）議案第6号 立科町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

（5）議案第8号 立科町消防団条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第9号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第10号 立科町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第11号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(9) 議案第13号 令和4年度立科町一般会計補正予算(第12号)について歳入全款、歳出のうち、【2款】総務費(3項戸籍住民基本台帳費を除く)、【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【8款】消防費、【10款】災害復旧費、【12款】予備費。

歳入について主なものは、【22款】町債では、補正理由及び充当率等の説明を受けました。

歳出について主なものは、【5款】農林水産業費では、1項農業費について、新品种・新技術実証実験の町内外における取組状況、また、多面的機能支払交付金の減額は、一取組組織の本年度分の取下げ申請による減額であり、町全体の取組組織に増減はない旨の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(10) 議案第17号 令和4年度立科町索道事業特別会計補正予算(第1号)について。

指定管理者納付金の減額の方法を確認し、原案を全会一致で可決しました。

(11) 議案第29号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について。

原案を全会一致で可決しました。

(12) 議案第32号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について。

蓼科牧場整備事業及びスキー場整備事業について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(13) 請願第1号 LPガス料金上昇に対する直接的な負担軽減対策を求める請願書(地方創生臨時交付金の活用)。

原案を全会一致で採択しました。

### 3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

**副議長(今井英昭君)** これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[ (なし) の声あり ]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、今井 清社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈6番 今井 清君 登壇〉

6番（今井 清君） 6番、今井 清です。

それでは、社会文教建設常任委員会の審査結果報告を申し上げます。

1の付託案件につきましては、2の審査経過の中で併せて申し上げます。

2、審査経過。

令和5年3月6日に付託された標記案件を審査するため、3月9日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

（1）議案第7号 立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について。

審議会の設置理由、委員の任期及び構成について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第12号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

国の関係省令等が改正することに伴い、令和5年4月1日から出産育児一時金の額が8万円増額されること、及びその実務の内容について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第13号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第12号）について。

歳出について主なものは、【3款】民生費のうち、1項社会福祉費1目社会福祉総務費では、老人福祉センターのマイク更新に伴う増額補正、2項児童福祉費3目保育所費では、未満児入所児童の増加等による会計年度任用職員の報酬の増額補正、3項高齢者福祉費2目高齢者福祉事業費、居宅介護支援事業経費では、家庭介護者慰労金の実績による減額補正、敬老の日事業経費では、式典中心に伴う食糧費の減額補正、及び敬老祝金の実績に伴う減額補正、高齢者共同住宅事業経費では、共同住宅あんしんの雨漏り及びシャワーの修繕に伴う増額補正との説明を受けました。

【4款】衛生費のうち、1項保健衛生費2目予防費では、健診・検診等委託料について、子宮頸がん子宮頸がんワクチンの実績及び出生数の減少に伴う減額補正、3目母子保健費では、未熟児養育医療給付の実績に伴う増額補正、5目新型コロナウイルスワクチン接種事業費では、実績見込みに伴う減額補正との説明を受けました。

【7款】土木費のうち、2項道路橋梁費1目道路維持費では、除雪等委託料及び凍結防止剤購入費について、経費の値上がりによる増額補正との説明を受けました。

【9款】教育費のうち、1項教育総務費2目事務局費では、蓼科高校通学バス補助金について、物価高騰、生徒数の減少等による運行委託費補助金の増額補正、2項小学校費1目学校管理費では、学校給食費の無償化、また、準要保護就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の支給実績による扶助費の減額補正、5項社会体育費1目社会体育費では、感染症対策に伴う行事中止等によるバス借上料等の減額補正との説明を受け、【2款】総務費（3項戸籍住民基本台帳費）を含め、原案を全会一致で可決し

ました。

(4) 議案第14号 令和4年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について。

歳出について、総額の減額補正は、主に【2款】保険給付費の実績見込みによるものであり、特に1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費は、国民健康保険団体連合会への支払いの減額補正であること、【5款】基金積立金では、基金積立残高の見込みについて説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第15号 令和4年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について。

原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第16号 令和4年度立科町介護保険特別会計補正予算(第3号)について。

歳出について、総額では、保険給付費以外の減額補正、【3款】地域支援事業費では、家庭介護者交流事業委託料及び各種研修会の実績などに伴う減額補正、【4款】基金積立金では、基金積立残高の見込みについて説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第18号 令和4年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算(第2号)について。

歳入について、【2款】使用料及び手数料1項使用料では、有収水量の実績が増えたことによる増額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第19号 令和4年度立科町水道事業会計補正予算(第4号)について。  
原案を全会一致で可決しました。

(9) 議案第20号 令和4年度立科町下水道事業会計補正予算(第2号)について。  
原案を全会一致で可決しました。

(10) 議案第30号 水道料金の不納欠損に係る請求権の権利放棄について。  
原案を全会一致で可決しました。

(11) 議案第31号 下水道使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について。  
原案を全会一致で可決しました。

(12) 議案第33号 立科町町道路線の認定について。  
町道の幅員及び路盤構成等について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(13) 議案第34号 立科町町道路線の変更について。  
原案を全会一致で可決しました。

### 3、審査経過。

本委員会に付託された案件は、審査の結果は上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

以上でございます。

副議長（今井英昭君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、森澤文王予算特別委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 森澤 文王君 登壇〉

5番（森澤文王君） 5番、森澤です。

それでは、予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

付託案件につきましては、審査経過の中で併せて申し上げます。

審査経過。

令和5年3月3日付で付託された標記案件を審査するため、3月13日及び3月14日に予算特別委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

（1）議案第21号 令和5年度立科町一般会計予算について。

令和5年4月には、町長の任期満了による選挙が行われることから、一部の新規事業を除き、骨格予算による予算編成を行ったとの説明がありました。

各款にわたり、重点事業等とそれに係る予算について詳細な説明を受けましたが、委員から予算の一部を削除修正する案が提出されました。

修正案は、【6款】商工費2項観光費のうち、クロスカントリーコース整備工事請負費500万円及びこの事業の財源である辺地対策事業債を同額減額するものです。

長期的な視点から見て、現実的に計画が不十分である。

町の姿勢として、しっかりとした計画を示してから計上するべきである。

使える部分は生かして利用できるよう整備を進めるべきである。

等の意見が出され、採決を行った結果、修正案を賛成多数で可決しました。

なお、修正案を除く原案については、全会一致で可決しました。

（2）議案第22号 令和5年度立科町国民健康保険特別会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第23号 令和5年度立科町後期高齢者医療特別会計予算について。

保険料軽減対象人数、広域連合負担金等について説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

（4）議案第24号 令和5年度立科町介護保険特別会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

（5）議案第25号 令和5年度立科町索道事業特別会計予算について。

圧雪車購入の必要性等について説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

（6）議案第26号 令和5年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

（7）議案第27号 令和5年度立科町水道事業会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第28号 令和5年度立科町下水道事業会計予算について。

原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、立科町議会会議規則第77条の規定により報告します。

それでは、改めて修正案の説明をいたします。別紙をご覧ください。

委員長報告書にあります議案第21号 令和5年度立科町一般会計予算書に対する修正案。

第1表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

まず、歳出をご覧ください。

【6款】商工費2項観光費を500万円減額し、同額を予備費に増額します。減額の内容は、先ほどの報告のとおりであります。

次に、歳入ですが、減額した観光費の財源が辺地対策事業債ですので、【22款】町債1項町債を500万円減額し、【19款】繰入金2項基金繰入金で調整するものです。

以上です。

副議長（今井英昭君） ただいまの委員長報告の中で、議案第21号 令和5年度立科町一般会計予算についての修正案が提出されました。この修正案を議題とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、修正案を議題とすることに決定しました。

これから、日程第3 議案第4号 立科町個人情報保護法施行条例制定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。7番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

7番（村田桂子君） それでは、議案第4号 立科町個人情報保護法施行条例に反対討論を行います。

この条例制定は、国の個人情報保護に関する法律の施行を受けて、町の個人情報保護条例を廃止し、国の求める法律を施行させるために提出された条例であり、その名も施行条例となっています。

反対の理由は、まず、町の個人情報保護条例の廃止の是非についての議論がされていないことでもあります。廃止そのものの議論をしなかったことは重大事だと考えます。私自身の不明も恥じるものであります。

国の改正保護法においては、デジタル社会の到来を掲げ、従来の文字どおりの個人

情報の保護は後ろに追いやられ、情報の提供、流通に主眼が置かれ、企業へ提供、利活用することが主な改正目的とされています。そのため、これまで積み上げてきた個人情報保護規定がリセットされ、国基準に統一されることになります。

改めて町の個人情報保護条例を見てみると、第1条で、目的として、個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とすると明確に述べられていますが、提出議案には、国の法の施行に関し必要な事項を定めるものとするあり、個人の権利利益を保護するという目的が削除されています。

現在の保護条例第8条においては、収集の制限が規定されています。すなわち、1点目としては、個人情報の収集は本人から直接収集すること、2点目、思想信条及び社会的身分が含まれる要配慮個人情報を収集してはならないとの規定、3つ目は、第9条に掲げる目的外利用及び外部提供の制限、つまり、取扱業務の目的以外に個人情報を利用あるいは提供してはならないと規定をしています。

さらに、第10条で、電子計算機の結合の制限、つまり通信回線により個人情報を外部に提供してはならない、オンラインやネット、メールなどで提供してはいけないと規定をしています。

こうした個人情報を保護する規定が今回の廃止によりなくなり、本人の知らないうちに本人の情報が勝手に流通利用されることが予想されます。よって、名ばかりの情報保護施行条例であると考え、反対します。

なお、自衛隊への4条件を含む個人情報の提供は、提供の根拠法がないこと、また、個人の許可を得たものでないこと、オンラインによる提供が疑われることから、極めて違法性の高い業務であることを指摘し、直ちに中止を求めておきます。

以上、反対討論といたします。

**副議長（今井英昭君）** ほかに、反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

本件のみに限ります。反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認をお願いします。

着席してください。

起立多数です。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、日程第4 議案第5号 立科町公文書公開・個人情報保護審査会条例制

定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第5 議案第6号 立科町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第6 議案第7号 立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第7 議案第8号 立科町消防団条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第8 議案第9号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関

する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第9 議案第10号 立科町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わりにします。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第10 議案第11号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。7番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

**7番（村田桂子君）** 議案第11号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の討論を行います。

この条例は、国保税を構成する資産税割の割合を令和9年度までになくすために、来年度は昨年に次いで20%税率を下げ、その肩代わりとして所得割の割合を上げるという税率改定です。その上げ幅も10%に抑えたとして、努力を強調されました。また、世帯に係る平等割や一人一人に係る均等割は変えない予定であるということで提出されたものです。

資産税割を年々下げて、行く行くはなくす方向は、高齢化によって所得が減っている資産持ちの高齢者にとってはうれしいことですが、一方、アパート暮らしなど資産を持たない若者などの住民は、所得割が重くなって一層負担が増します。影響額は230万円の増税と見込まれています。

私の反対の理由は、負担の軽くなる人よりも増税になる住民の割合が約54.5%と負担増の世帯が多いのに、その手だてが講じられていないということです。令和4年度

の国保基金の残高は、3月末で1億4,200万円に及びます。その基金を活用して増税を抑えることができます。

町担当者は、単年度では影響は少ないけれど、この先のことを考えると、急激な上昇を抑えることになるので少しずつ税を上げていきたいとの立場ですが、今はコロナからの回復の途上です。町民の健康を支える国保事業にあつて、今が緊急のとき、暮らしを支えるときではないでしょうか。そのための基金だと考えます。基金を活用して痛みを和らげることが行政に求められていると考えます。

2022年度の国保税の納付状況を示すデータによれば、立科町の国保加入者のうち、滞納者は54名、うち、1年以上の滞納者が31人とデータのを見ました。高い保険料で納付できない住民がいます。さらに増えることが懸念されます。よつて反対といたします。

**副議長（今井英昭君）** ほかに、反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論はなしと認めます。これで、反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認をお願いします。

着席してください。

起立多数です。したがつて、議案第11号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第11 議案第12号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わりにします。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがつて、議案第12号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第12 議案第13号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第12号）についての討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わりにします。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
お諮りします。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第13 議案第14号 令和4年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わりにします。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
お諮りします。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第14 議案第15号 令和4年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
お諮りします。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第15 議案第16号 令和4年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
お諮りします。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第16 議案第17号 令和4年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
お諮りします。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第17 議案第18号 令和4年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
お諮りします。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第18 議案第19号 令和4年度立科町水道事業会計補正予算（第4号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
お諮りします。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第19 議案第20号 令和4年度立科町下水道事業会計補正予算（第2号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
お諮りします。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告どおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

（午後2時13分 休憩）

副議長(今井英昭君) 休憩前に戻り、会議を再開します。

次に、日程第20 議案第21号 令和5年度立科町一般会計予算についての討論を行います。

本案については、予算特別委員長から修正案が提出されています。

これから、討論を行います。

初めに、原案に賛成者の発言を許します。8番、榎本真弓君、登壇の上、願います。

〈8番 榎本 真弓君 登壇〉

8番(榎本真弓君) 8番、榎本です。議案第21号 令和5年度立科町一般会計予算書の原案に賛成の立場で討論いたします。

令和5年度立科町一般会計予算では、6款商工費2項観光費の辺地対策観光施設整備事業経費のクロスカントリーコース整備事業費として500万円が予算化されました。しかし、予算特別委員会において、その予算に対し減額修正案が提出されました。よって、この修正案に対し、これから反対討論を行います。

この予算は、全て辺地対策事業債で賄われ、充当率100%、交付税措置率80%の大変有利な起債であることは議員ご存じのとおりです。4年前の台風19号災害や新型コロナウイルスの影響で活発に営業できなかった期間がやっと終わり、観光業にとっては、さあ、いよいよ、これからという期待のときになりました。さらに、白樺高原のさわやかなグリーンシーズンの絶好の季節到来です。

立科町のクロスカントリーコースは、実業団チームからの使いたいと申出があることは職員の説明のとおりです。実業団チームの合宿は長期宿泊であり、団体、少人数など、クロスカントリーコースを使った事業は広がります。白樺高原全体の経済効果につながり、その効果は大きく、コロナで疲弊していた観光業だけに期待も大きくふくらみます。

昨日、信州たてしな観光協会関係者と役員に聞き取りを行いました。議会の動きを大変驚いていました。議会は観光業を応援しないのか。なぜだ。どうしてだ。今回の改修ができなければ、実業団もスケジュールに入れられないことになる。効果は今だけではない。将来にわたり大きな損失となり、絶好のチャンスを失うこととなる。取り返しのつかないことをなぜするのかと。

白樺湖、車山、女神湖は、準高地健康増進エリアとして、茅野市、立科町の観光振興の重要な一帯です。その中での立科町のクロスカントリーコースは、数少ない準高地コースとして評価されているようです。合宿を行う団体は、日本全国の候補地を調べ、その中でも準高地のコースとして高評価だということを知りました。これがまさにブランドです。

委員会で提出された資料は、実績のある実業団チームの監督が現状を見てアドバイスをしたとのこと。監督の話では、準高地が重要、今、特別な大改修はしなくても走れる。現状の修繕改修を行うくらいでよいと言われています。さらに、使用料は取るべきである。お金を払ってでも走りたいということです。大会に向け、合宿スケジュールを計画する。よって、見通しが立たないなら、今後は計画しないということです。

2019年の完成時から練習している団体が改修したクロスカントリーコースの情報を知れば、その情報はいち早くSNSで伝わる。実業団チームのつながりは大きく、よくなったなら使いたいと既に問合せがあったと聞きました。高校生や大学生の練習にも広がるとのこと、立科町の準高地のコースは突出した魅力があるようです。

また、調査し、分かったことは、合宿中の食事の管理には栄養管理士が滞在し、選手の食事のサポートをすることです。食材の調達先として、菜ないろや道の駅農ん喜村などを視察をし、地元食材にこだわって食事の管理を予定しているようです。

クロスカントリーコース整備事業費は、既にあるものを修繕して使い、大きな効果を出すための事業予算です。必要な予算です。観光協会担当者は、この監督とコロナ前のときから、例えるならば、髪の毛一本の細い縁をこれまで大切につないできたと言います。その縁を、今度は将来に向けたしっかりとした事業にできる。今がそのチャンスときだと熱く語ってくれました。

コロナの影響を乗り越えるために、国や県、町は支援金や補助金を支給してくれましたが、観光事業者は社会的に何もしなければ自らの力で稼ぎます。行政の役割、事業者の責任、そして、それを応援してくれるのが議会であると私は信じています。

総論賛成各論反対ではなく、行政に足りないものがあるなら議員各位でまとめ、議会からの政策提案を行ってはいかがでしょうか。提案できるまでには時間がかかります。その間、何もしないではなく、このたびの予算を活用し、効果を上げていくのです。どうか、ご理解を賜りたい。議員の皆様、何とぞ、何とぞ賢明な判断をお願いいたします。

以上、修正案に対し反対し、令和5年度立科町一般会計予算書の原案に賛成の討論といたします。

**副議長（今井英昭君）** ほかに原案に賛成討論はありませんか。5番、森澤文王君、登壇の上、願います。

〈5番 森澤 文王君 登壇〉

**5番（森澤文王君）** 5番、森澤です。

5番、森澤文王、原案に賛成の立場で討論させていただきます。

今回は、先ほど来あります、6款商工費2項観光費3目観光施設費の工事請負費のクロスカントリーコース整備500万円の修正と、それに伴う修正案が出ておりますの

で、そこに焦点を当てて討論を行います。

まず初めに、今回の事業の説明を聞いた中で、私はまず自分の思い込み、センスのなさ、議員活動の怠慢さを痛感いたしました。

雨水の流入により、コースの壊れた箇所を直さなければコースを売り込めないと思いで込んでしまっていた。ほぼ崩れない平地部分に迂回路を造ることで800メートルの壊れにくいコースをお客様に提供できる、これで今までより積極的に誘客ができる。昨日、父にこのコースの現状を説明し、迂回路を造る場所の説明をしようとしたら、そんなの、平らなところに道を通せばいいだけだろうと簡単に返されてしまい、ああ、自分はセンスのいい議員でも気取っていたんじゃないかなとすごく恥ずかしくなりまして、大いに反省をしているところであります。

さて、議員の皆様、ご存じのとおり、クロスカントリーコースと白樺湖周遊コース「白樺ぐるりん」は、白樺湖活性化協議会を通じ、茅野市と、準高地健康増進エリアとして、準高地トレーニングと健康増進を売りに誘客を図るために造ったものです。立科町単独で売り込んでいるものではないということをご理解頂けていると思います。

今回の予算特別委員会での質疑の中で、修正案に至ったであろう理由の一つは、ビジョンが見えない中でこの予算は場当たりの工事費であり、ビジョンが示されない中では認められないということであったかと思えます。

ここで面倒なのが、ビジネス用語としてのミッション・ビジョン・バリューという、このビジョンなのか、日本語で言う理想像という意味のビジョンなのかですが、私はこれは理想像であるなという意味で考えてみました。

まずスタート地点に、準高地健康増進エリアとして、地域を活性化するというのが大きな目標としてのビジョンであると思えます。そして、そのビジョンの中の一つのパーツとしてクロスカントリーコースがある。であるから、ビジョンはあると考えております。

そうではなく、運営する町としてクロスカントリーコースの理想像はとなれば、それは各皆さんの心の中にもあると思えます。あふれんばかりの利用者、広い駐車場、料金徴収をする事務所、快適なトイレ、シャワーつき更衣室、潤う立科町など、まさに理想の完成形は皆さんの心の中で見えていると思えます。

さて、このようなビジョンが今日の時点でどこまで町長の発言として必要か、これを考えますと、私は今日、今の時点では不要と考えます。それは、町長の任期の最後のところで、ビジョンがあって、それに基づいていると言われたところで、それは5月に同じ立場でいらっしゃればそこで語っていただければいいですし、町長もそこを分かっていらっしゃるから、予算委員会でも多くは答弁されなかったと察しております。

では、この工事はどんなものかといえば、準高地トレーニングの場があるとして、ずっと誘客の努力をされてきた方々がいて、今もされている。その努力が実り、合宿

の予定が入ってきている。コースは全面利用できないが、今回の工事で800メートルのコースの利用ができるようになる。町長も、任期の終わりに、初夏からの誘客に問題がないようにこの工事を予算に上げた。任期の区切りで問題を起こさない、適切な予算であると判断できます。

米村前町長の時代、平成28年度の9月定例会から、多くの新規事業の予算が削除修正されました。この頃も、ビジョンが示されないという、このようなニュアンスのことがあったと記憶しております。これは、米村前町長の任期の終わりまでビジョンについては解決が見えず、長い時間が必要な非常に難しい課題であると思います。

そして、平成28年度から始まった予算の修正と再度の予算計上が繰り返された中で、事業自体は否定していないが、この部分がよくないので削除修正しますので、また予算計上してくださいというのが当たり前の感覚になっているんじゃないかと疑っていると、修正とはいえ、議会の議決で否定するわけですから、直して、また出してねという意味より、その事業の予算執行は認めない、事業は認めないという意味が議決としては強いと私は考えています。

平成28年度は米村町政2年目でしたから、米村前町長も頑張ったんじゃないかなと言えますが、削除されてから再び予算計上された事業には、それなりの理由があったはずですよ。

クロスカントリーコース、道の駅、高校生手当など、再度予算計上されたものに気を取られやすいですが、一例として、平成28年度削除された蓼科牧場大駐車場を予定地とした電気自動車急速充電器設置工事約900万円というのがありましたが、令和の現在、世の中が電気自動車に切り替えようとしている中、町も購入補助金を予算計上していても、急速充電器設置の予算が上がってこないというのは、当時、年間の電気代が90万円では高過ぎて町民益にそぐわない、駐車場周辺の宿泊施設が——10軒ぐらいでしょうかね——11時間で充電できる普通充電器を持っているなどを理由に削除修正をしたという事実、基本的に当時の議決の効力が今にも及んでいるものだと私は感じていますし、議決の意味は重いはずですよ。

さて、予算特別委員会で説明、質疑を振り返りましても、辺地債を利用した町の財政負担を少なくした予算のつくり方など、担当課の説明、答弁は問題なく、事業の説明として、私は100点満点を差し上げたい。よって、私は修正の必要はなく、原案に賛成とします。

最後に、先ほど町長の任期について触れましたが、それは我々も同じです。町長が任期の区切りで現状の施設利用に問題が起きないように仕事を納めようとしているのに、議会が現状の施設の利用をままたまならない状態にして、仕事が納まらないままに任期の区切りを迎えるというのは、私はよろしくないと思います。

以上です。

**副議長（今井英昭君）** ほかに原案に賛成討論はありませんか。10番、滝沢寿美雄君、登壇の

上、願います。

〈10番 滝沢寿美雄君 登壇〉

**10番（滝沢寿美雄君）** 10番、滝沢。私も、原案に対し、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど、榎本議員、森澤議員が賛成討論をされましたが、それが全てです。私も全く同じ意見であります。

多くは言いません。ただ一言発言をさせていただきますと、説明が遅かったとか、なかった、またビジョンがないというような議員のメンツやこだわりより、今ここにある上程予算が町民のためにしっかり役立つかどうかの審議をしなければなりません。

私は、このコースが塩漬けにならないためにも、賛成をいたします。

以上です。

**副議長（今井英昭君）** ほかに原案に賛成討論はありませんか。7番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

**7番（村田桂子君）** 私は、修正案を除く、原案に賛成の討論を行います。

かつて経験したことのないコロナ感染症の蔓延も、ようやく下火になったとはいえ、高齢者などは依然高い死亡率に心を痛めています。ロシアによるウクライナ侵略をきっかけに、世界的な燃料や穀物高騰、社会不安が世界中で引き起こされました。

岸田首相による大軍拡・大增税計画と、憲法や国会を無視し、閣議決定で事を進める強権的な国政運営に対し、広範な国民から、新しい戦前のようにだと平和への危機感が沸き起こっています。立科町でも、一層平和と暮らしを守る協働を進める必要を実感しているこの頃です。こうした中での来年の予算審議を進めました。

今回の予算は、町長の改選という事態を受けての骨格予算と言いながら、新規の事業展開も幾つか見られました。

1点目、子育て支援では、引き続き、出産祝い金、副食費・給食費の無償化、通学用かばんの支給など、子育て家庭の負担を軽くする施策展開が盛られ、経済的支援の充実が見られました。評価します。

また、乳児・ゼロ歳児の増加に伴い、フルタイムの保育士を2名増員したこと、中学校における特別支援学級の生徒数増加に対応して、フルタイム会計年度の支援講師1名を配置とのこと、子育て、教育に手厚い配置を歓迎するものです。

2点目、体育センターのLED化や庁舎に非常用発電装置の整備は、避難所や防災拠点としての機能強化の必要から予算化されました。

3つ目、佐久の屠場廃止による屠畜場までの運送費の増額が予算化されました。

4点目、地域医療対策として、日赤病院や医療センターへの財政支援が強化されました。必要なことと考えます。

一言申し上げれば、肥育、酪農など町の基幹産業である農業・畜産農家が、肥料や資材の値上がり、燃料高騰により苦境に立たされています。お米、りんご、蓼科牛は、町のブランドとして誇りを持ち、経営が続けられるよう、さらに町独自の特別の手が必要と考えます。

また、移住者向け長期住宅整備事業として、2戸の教員住宅をDIY方式でリフォームし、そのまま家族持ち教職員に提供したいとしていますが、担当課は企画課であり、移住者向けなのか、単に教職員対応なのか分かりにくく、理解に苦しみました。

軽井沢学園の建設負担金のように、突然、何の説明もなく提出された事案もありました。

町民議会への説明責任をしっかりと果たされ、透明性の高い町政運営を期待して、賛成討論といたします。

**副議長（今井英昭君）** ほかに原案に賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔（なし）の声あり〕

次に、修正案に賛成者の発言を許します。1番、今井健児君、登壇の上、願います。

〈1番 今井 健児君 登壇〉

**1番（今井健児君）** 1番、今井健児です。令和5年度立科町一般会計予算の修正案に対し、賛成の立場から討論します。

予算委員会でも私は発議をし、質疑にも答えてきたとおりであります。

反対の立場におられる皆様に申し上げますが、まず、今回のこのクロスカントリーコースを否定するものではありません。そして、使える部分は生かす、その考えももちろんだと思っております。白樺高原の準高地である資源を活用した、今後もポテンシャルのあるものと理解しております。健康志向は今後も高まり、スポーツは健康増進に加え、これからのビジネスとしての可能性も大きく、地方を活性化するという効果が期待できるものも理解しております。

視点とは、どこを中心に見るか、どの立ち位置で見るかで変わってくるかとも思っております。今回、クロスカントリーコース整備の修正案に対し、計画不十分であると申し上げてきました。町と、観光協会等観光に携わる方、そうでない方も含め、多くの方のご理解、ご協力、そしてご尽力により、白樺高原は、今、変革のときが来ていると感じております。

白樺高原を舞台にエリアとして捉えたレイクリゾート構想が始まっている中、いよいよ立科町の観光がビジョンを持って計画的に総合的にどう進めていくのか、町として観光ビジョンが必要であると強く思っております。

では、町の観光施設としてどうあるべきなのか。

このクロスカントリーコースは、もともと使用料の徴収が定められている中、今も徴収ができていない状況です。今後も、豪雨被害による修繕の課題もあります。委員会質疑では、来年度補正による追加工事や、令和7年度には徴収を行っていききたいとの言葉での説明はありましたが、課題解決や予算も含め、どこへ向かっているのか、何も示されていない状況です。

限られた財源をどう配分していくのか。今後の選択と集中はどこなのか。10年後生き残る観光としての立科ブランド、多くの方から親しまれ愛される観光地の姿、半端にならず、きらりと光る、より多くの方に求められる持続可能な観光地になるにはどう進むべきなのか。やはり、ここは、計画、そしてビジョンが大事だと思っております。

そして、先が見えている人もいれば見えていない人もいる中、道しるべが必要であり、それはより多くの、みんなで向かっていけるという総合的視点であります。

これは、クロスカントリーコース一つ取っても変わらないのではないのでしょうか。町の施設ですので、あまねく多くの方が今は対象となっております。これも、アスリート仕様にするのか、それを対象にやっていくのか。いやいや、女神湖周辺を走っている人、全ての人を取り込むのか。では、それに対応でき得る、今、コース設計になっているのか。今後、まだまだ考えなくてはいけないことはたくさんあります。

そして、町として確かなものをつくるのが最終的にはプラスになるとも思っております。

町長も、副町長も、観光を引っ張る課長も、担当職員も、私たちも、時とともに変わっていきます。そのときのそれぞれが考えて行っていただくだけではそのときの対応にならざるを得なく、所在も分からないような、結果、誰も喜ばないことにならないように、未来の方が困らないようにとも思っております。

ですから、みんながぶれない、帰ってこれる、立ち止まれる、向かっていける、多くの方が携わるからこそ、クロスカントリーコースという施設一つ取ってもやはり計画が必要であり、その計画がしっかり示されない中では判断として乏しく、総合的な視点から、この予算執行を、町の観光施設として、そして課題が多いからこそ、このスタートをよしとはできません。これが結論です。

この決断がこれからの立科町の観光ビジョンをつくる機会となることを期待し、以上で賛成討論を終わりにします。

**副議長（今井英昭君）** ほかに修正案に賛成の討論はありませんか。7番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

**7番（村田桂子君）** それでは、クロスカントリー整備に係る予算の削除修正案への賛成討論を行います。

この修正案は、予算委員会における審議の中で多くの問題点が指摘されたことから、抜本的な計画の練り直しを求めて、来年度の整備を見合わせることを求めるものです。

第1に、予算の500万円は、新たに800メートルのコース新設に係る予算として提案されました。まず、この提案そのものが唐突です。予算委員会で初めて図面を見せられましたが、疑問が解消されず、説明責任を果たしていません。

1点目、これまでのコース整備では補修してもすぐに大雨で流され、洗掘されて、ランニングコースとして使い物にならず、今年度も使用料を徴収できる状態にはありませんでした。平地とされる部分でも、洗掘をされ、傷んでいます。新しいコースが、どのような工法によって大雨や凍結によるひび割れなどに耐えられる構造となるのかの説明がありません。

2点目、傾斜の強いコースは整備に手をつけず、平地部分の有効活用を考えたというのですが、その部分はこれから使用を禁止にするのでしょうか。語られません。

3点目、健康とスポーツの拠点の象徴としての役割と言いますが、整備するのであれば、トイレ、シャワー、更衣室などの機能を備えた管理棟が必要です。町の本気度を示すなら、ランニングに伴う施設整備が必要ですが、そうした構想も示されてはいません。この際、立ち止まって、全体的な整備構想を考えるときではないでしょうか。

そうした趣旨で提出された削除提案はもっともなものと考え、賛成をいたします。

また、この場所は観光スポットとして実に魅力的なところであり、多くの観光客がカメラを向けるところを目にしています。私自身もそうです。蓼科山が望め、白樺林越しから、牛や馬が草をはむ様子や東に目を向ければ雄大な浅間連山が望めることが、高原の景観として多くの観光客を魅了する絶景スポットです。私はこの自然のままに保全・維持することが大切と考え、最初のクロスカントリーコース設置に反対をいたしました。

加えて、高地特有の土質、砂礫の多い土質や、冬にはしみ上がり、ひびや亀裂を数多く生じさせるという特質があることも知りました。この場所に果たして本格的なスポーツ施設がなじむのかどうか、これも疑問があります。むしろ、遊歩道として、観光客に散策を楽しんでもらえるようにしたらとも考えます。

町長は、健康と準高地のスポーツの拠点として、多くのスポーツ団体の誘致を考えておられます。その構想自体には賛成ですが、女神湖の周辺にグラウンドもあり、女神湖マラソンも行われている実績もあります。グラウンドの本格整備で拠点化はできないでしょうか。女神湖の周遊コースを造るなどしたら、選手にも、また一般ランナーにも喜ばれるのではないのでしょうか。私見を述べましたが、参考にしてもらえればと思います。

なお、先立つ討論で、観光協会では既に呼び込みを始めているとのことですが、議会で決めてもいないのにそうした取組を進めることが議会軽視ではないでしょうか。審議の前に進められることが多い、今の町政を象徴しているような話だと思います。

以上、原案に反対し、修正案に賛成する討論とします。

副議長（今井英昭君） ほかに修正案に賛成の討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は修正可決です。

この採決は起立によって行います。

初めに、修正案について採決します。

修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認をしてください。

着席してください。

起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、修正議決された部分を除く原案について採決します。

修正議決された部分を除く原案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認してください。

着席してください。

全員起立です。したがって、議案第21号 令和5年度立科町一般会計予算についての修正議決された部分を除く原案については可決されました。

次に、日程第21 議案第22号 令和5年度立科町国民健康保険特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第22 議案第23号 令和5年度立科町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。7番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

7番（村田桂子君） それでは、議案第23号 令和5年度立科町後期高齢者医療特別会計予算に反対をします。

令和5年度予算において、75歳以上の高齢者は前年より55人ほど減り、保険料も減る見込みです。対象者が減る中で、医療費自己負担が2割となった方は134人、約1割であります。今回は、人口減を受けて、歳入も歳出も減っています。

私の反対の理由は次のとおりです。

1点目、この制度創設そのものが差別的で、高齢者に負担を負わせるものだという事です。医療費の増加が見込まれる75歳以上の住民だけを集めた医療保険で、2年ごとの改善のたびに保険料が引き上がる仕組みです。

2点目、政府のやり方が承服できません。最初にこの制度をつくったときに、これまで子供の扶養だった人からも保険料を徴収することになったために大きな批判が巻き起こりました。政府は、そうした人のため、9割減免などの減免制度を設け、原則医療費は1割だからと強行しました。

ところが、やがて3割負担を導入し、今度は2割負担も導入。制度をつくった当時から、国民への約束をほごにして、負担の増大を続けています。昨年10月からの2割負担により、医療抑制が起こったことは明白です。

3点目、年金が減らされ、コロナによる収入減が続く中、保険料の増大や負担増は認められません。

以上、反対討論といたします。

**副議長（今井英昭君）** ほかに反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は賛成多数で可決です。

本案は委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認をお願いします。

着席してください。

起立多数です。したがって、議案第23号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第23 議案第24号 令和5年度立科町介護保険特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長の報告どおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は3時10分からです。

（午後3時01分 休憩）

（午後3時09分 再開）

**副議長（今井英昭君）** 休憩前に戻り、会議を再開します。

次に、日程第24 議案第25号 令和5年度立科町索道事業特別会計予算についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。7番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

**7番（村田桂子君）** 議案第25号 令和5年度立科町索道事業特別会計予算に反対の討論をいたします。

来年度予算は、骨格予算と言いながら、国際スキー場の圧雪車6,600万円余が予算化、辺地対策事業債を活用し購入予定としています。既に国際スキー場で使用している圧雪車が運転時間を超えているということがその理由です。

しかし、2月5日にスキー場でクワッドリフトが破損し、利用者3名が振り落とされ——ちょっと日にちが間違っていたかもしれません。日付は後で訂正します。

スキー場でクワッドリフトが破損し、利用者3名が振り落とされ、頭や体を強打するという大変な事故の後では、圧雪車を更新などと悠長なことを言っている場合ではありません。

来年度予算では、スキー場整備に係る調査も500万円組まれており、今後の在り方も含めた判断をしたいと言っていますが、それならば、なおさら圧雪車などを買っている場合ではないと考えます。

辺地債を活用するなら、33年を超えたクワッドリフトなどの乗客を運搬する搬器こそ更新対象にすべきではないでしょうか。圧雪車が耐用時間を超えているなら、リフトこそ大幅に超えていると考えます。町がスキー場の存続を掲げるならば、徹底した安全管理が必要です。命に関わる大事故が起こったわけですから、それにふさわしい予算組みが必要と考えます。

また、指定管理者の対応にも不安と不信を覚えます。事故に遭った被災者のお話を伺う機会がありましたが、救急車の要請が遅くて、救急車に乗り込んだのは事故から1時間もたってからのことでした。指定管理者の社員が付き添わずに、病院の支払

いも被災者が行き、タクシーを自分で手配して帰ってきたとのこと。対応がなっていません。普通では考えられないことです。指定管理者の危機対応マニュアルはどうなっているのでしょうか。町は指導責任を果たしていないのではありませんか。

事故原因がまだ調査中で特定されておらず、新聞報道では金属疲労かと言われていきます。どの機器も30年以上も経過していますから、事故調査が終わらないうちは、運転再開はしてはいけないのではないのでしょうか。

私が被災者の話を聞いたのは事故から2週間もたったのことですが、その時点でも、指定管理者から、その後どうですかの事後の接触やしっかりした保険対応の話がないとのことで、被災者は心身の不調に悩まされていました。

再び事故が起こる可能性は高いと考えます。次に起これば、もはや立科のスキー場は見放されるでしょう。

今こそ安全、安心なスキー場運営のための抜本的な見直し、社員への安全教育や危機対応教育を町として点検・指導し、設備の更新が必要と考えます。町にも大きな指導責任があります。よって、反対といたします。（発言の声あり）

日付は2月15日です。すいません。

**副議長（今井英昭君）** ほかに反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで、反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決です。

本案は委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認をお願いします。

着席してください。

起立多数です。したがって、議案第25号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第25 議案第26号 令和5年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第26 議案第27号 令和5年度立科町水道事業会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第27 議案第28号 令和5年度立科町下水道事業会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告どおり可決することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第28 議案第29号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第29 議案第30号 水道料金の不納欠損に係る請求権の権利放棄についての討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第30 議案第31号 下水道使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についての討論を行います。討論はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第31 議案第32号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第32 議案第33号 立科町町道路線の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第33 議案第34号 立科町町道路線の変更についての討論を行います。討論はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、日程第34 請願第1号 LPガス料金上昇に対する直接的な負担軽減対策を求める請願書（地方創生臨時交付金の活用）の討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員長の報告どおり採択されました。

◎日程第35 同意第1号

**副議長（今井英昭君）** 次に、日程第35 同意第1号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

**町長（両角正芳君）** 同意第1号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の定員は3名であります。選任の時期はそれぞれ異なっており、この3月末日をもって、委員の中澤邦雄氏が任期満了となります。

中澤氏は、平成26年度から3期9年、固定資産評価審査委員としてお務め頂いておりますが、再度、中澤邦雄氏を固定資産評価審査委員に選任をいたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

中澤氏は、昭和24年5月12日生まれ、学校卒業後、昭和43年から平成22年まで法務局にご勤務され、土地・家屋等に見識が高く、現在は司法書士としてご活躍されております。地域の活動にも積極的に関わり、区長等も歴任され地域の人望も厚く、固定資産評価審査委員として適任でありますので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

任期は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間です。

ご審議の上、同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**副議長（今井英昭君）** これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、本件について採決をします。この採決は起立によって行います。

本件について同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認をお願いします。

着席してください。

全員起立です。したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

◎日程第36 同意第2号～日程第37 同意第3号

**副議長（今井英昭君）** 次に、日程第36 同意第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第37 同意第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〔町長 両角 正芳君 登壇〕

**町長（両角正芳君）** 同意第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長が候補者について議会の意見を聞き、法務大臣に推薦することになっております。

このたび、人権擁護委員の田口真順氏が令和5年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

田口氏は、昭和45年生まれ、茂田井無量寺の副住職であり、平成29年より人権擁護委員を2期務められております。誠実、温厚にして、識見が高く社会的信用も兼ね備えており、人権擁護委員として誠に適任であり、再度推薦を申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、同意第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、人権擁護委員の田原敦子氏が令和5年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

田原氏は、昭和31年生まれ、上房にお住まいであり、令和2年より人権擁護委員を務めておられ、民生児童委員主任児童委員を2期務められたことから、見識も高く社会的信用も兼ね備え、人権擁護委員として誠に適任であり、再度推薦を申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げます。

**副議長（今井英昭君）** これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、本件について採決します。この採決は起立によって行います。  
初めに、日程第36 同意第2号について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認をお願いします。

着席してください。

全員起立です。したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

続いて、日程第37 同意第3号について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認をお願いします。

着席してください。

全員起立です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

◎日程第38 発委第1号～日程第39 発委第2号

**副議長（今井英昭君）** 次に、日程第38 発委第1号 立科町議会の個人情報の保護に関する条例制定について及び日程第39 発委第2号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。榎本真弓議会運営委員長、登壇の上、願います。

〈8番 榎本 真弓君 登壇〉

**8番（榎本真弓君）** 8番、榎本です。

議会運営委員長の榎本です。発委第1号 立科町議会の個人情報の保護に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町議会の個人情報の保護に関する条例制定について。

上記の議案を、別紙のとおり立科町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

本日提出。

議会運営委員会委員長榎本真弓。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正され、議会は同法の適用除外となることから、町議会独自で議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めようとするものです。

制定内容の詳細につきましては、議案書に記載のとおりです。

施行期日は令和5年4月1日とするものであります。

よろしくご審議の上、可決頂きますようお願い申し上げます。

続いて、発委第2号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について。

上記の議案を、別紙のとおり立科町議会会議規則第14条第3項の規定により提出す

る。

本日提出。

議会運営委員会委員長榎本真弓。

この条例は、災害の発生、感染症のまん延防止措置等のほか、育児、介護等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への委員の参集が困難な場合において、オンライン会議システムを活用した委員会を開会することができるよう、所要の改正を行うものです。

制定内容については、オンラインを活用した委員会を開催できる規定を第13条の2、委員会開会の特例として追加します。

第18条第1項の改正は、オンラインによる委員会は秘密会の対象から除外することと規定するものです。

施行期日は令和5年4月1日とするものであります。

よろしくご審議の上、可決頂きますようお願い申し上げます。

**副議長（今井英昭君）** これから、日程第38 発委第1号 立科町議会の個人情報の保護に関する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発委第1号は原案どおり可決されました。

次に、日程第39 発委第2号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発委第2号は原案どおり可決されました。

◎日程第40 発委第3号

副議長（今井英昭君） 次に、日程第40 発委第3号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書どおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。

ここで暫時休憩とし、3時45分から議会運営委員会を開催しますので、委員は参集願います。

再開は議会運営委員会終了後となりますので、承知願います。

（午後3時37分 休憩）

（午後3時49分 再開）

副議長（今井英昭君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

お諮りします。会議規則第22条の規定によって、本日の議事日程にお手元に配付しました議事日程を追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第35号

副議長（今井英昭君） 追加日程第1 議案第35号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第35号 工事請負変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり請負変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

契約の目的は、令和3年度辺地対策事業、町道白樺湖大門峠線道路改良工事でございます。

令和4年度に繰り越して工事を進めてまいりました当該工事につきまして、当初見込めませんでした路床における湧水に対応するための路床入替工等の増嵩により403万7,000円の事業費の増額となり、契約金額を7,480万円から7,883万7,000円に変更する必要が生じたものでございます。

変更契約を締結するに当たり、議会の議決が必要であることから、本日提出をするものでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**副議長（今井英昭君）** これから、追加日程第1 議案第35号 工事請負変更契約の締結についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。6番、今井 清君。

**6番（今井 清君）** 6番、今井です。

今、工事増による増額ということで説明されたんですが、実際に工期等については影響が出なかったのかどうか、その辺をお伺いします。

**副議長（今井英昭君）** 齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** お答えいたします。

工期につきましては、3月の24日ということで今現在進めているところでございます。工期内に終了する予定でございます。

以上です。

**副議長（今井英昭君）** ほかに、質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

**副議長（今井英昭君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

令和5年第1回立科町議会定例会を閉会します。理事者、今井農業委員長、議員各位、関係職員の皆さん、大変お疲れさまでした。

（午後3時54分 閉会）